

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方は以下のとおりです。

当社は、日常生活に密着した大衆実用品を徹底した安価で提供し、消費者の暮らしを守り育てることを企業理念として、暮らしに必要な商品をいつでも、誰でも、手軽に、気軽に、安心して買い求めることができる店舗チェーン展開することを目的としております。

また、企業価値の最大化を目指し、日々、経営戦略の策定、迅速な意思決定を行っております。当社においてコーポレートガバナンスはこれらを実現するための仕組みとして最も重要な経営課題のひとつと捉えております。

当社は、会社法第2条第6号に定める大会社ではありませんが、コーポレートガバナンスの一環の強化を図るため、監査役会および会計監査人を既に設置しております。

これらを踏まえ、透明かつ公正な経営を最優先に考え、株主総会や取締役会の充実、監査機能の強化、また積極的な情報開示に取り組んでまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

当社は、JASDAQ上場会社として、コーポレートガバナンス・コードの基本原則をすべて実施しておりますので、本欄に記載すべき事項はありません。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
太田 万三彦	4,512,000	35.21
株式会社太田興産	4,280,200	33.40
太田 磨草子	800,000	6.24
太田 実花子	400,000	3.12
太田 晃太郎	400,000	3.12
太田 圭太郎	400,000	3.12
ジェーソン社員持株会	322,120	2.51
北辰商事株式会社	100,100	0.78
日本証券金融株式会社	64,500	0.50
上條 賀男	60,000	0.46

支配株主(親会社を除く)の有無	太田 万三彦
-----------------	--------

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	2月
業種	小売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社では、社外監査役2名を含めた合計3名で構成される監査役会の監視のもと、取締役会において業務執行状況の報告を行い、経営の基本方針の決定および重要事項の決定等を決議しております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	4名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j
勢能 志彦	他の会社の出身者										

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
勢能 志彦		――	他社における豊富な経営経験と幅広い見識を当社の経営に活かしていただけるものと判断し、選任しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人は決算に間連して年3回定期的に、その他情報交換のため隨時、会合の場を持っております。
また、監査役と内部監査室は四半期に1回程度、定期的に会合の場を持っており、各店舗等における適法性監査について協議しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
岡本 政明	弁護士													
宮本 啓一郎	公認会計士													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
岡本 政明	○	—	法律の専門家の視点を盛り込んだ監査役監査を実施することにより、一層の内部統制の充実を期待して選任しております。 また、当社の主要な取引先、役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント等、一般株主と利益相反が生じるおそれがあるとして取引所が示した基準に該当していないことから、独立役員に指定しております。
宮本 啓一郎		—	会計の専門家の視点を盛り込んだ監査役監査を実施することにより、一層の内部統制の充実を期待して選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数

1名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

取締役へのインセンティブに関する施策導入に関しましては、継続検討課題としております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上である役員が存在しないため、開示しておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬は、株主総会決議に基づく総額の範囲内で、取締役会の一任を受けた代表取締役が、個々の取締役の職務と責任及び実績に応

じて決定することになっております。

また、監査役の報酬は、その総額を株主総会において定め、各人への配分は、監査役の協議で決定いたします。

なお、取締役の報酬限度額は、平成15年5月27日開催の第18回定時株主総会において、月額20,000千円以内(使用人兼務取締役の使用人分給与相当額を除く)と決議されております。監査役の報酬限度額は、平成17年5月27日開催の第20回定時株主総会において月額5,000千円以内と決議されております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役および社外監査役を補佐する部署として総務人事部がその機能を果たしており、決算関連書類や社内規程等、社外取締役および社外監査役の要請または必要に応じ書類を提出開示しております。

2. 業務執行・監査・監督・指名・報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）[更新](#)

当社は、会社機関として会社法に規定する取締役会、監査役および監査役会、会計監査人制度を採用しております。取締役会は平成28年5月27日現在4名で構成しております、会社法で定められた事項及び当社の経営に関する重要事項等について審議・決定する機関とし、経営環境の変化に即応するため毎月定例で開催されております。

この他に、緊急を要する場合には、その都度臨時取締役会を招集し、付議すべき議案について機動的に審議決定しております。また、万一欠席した場合においても、事務局より事後、その取締役会での審議・決議内容等が記された資料や議事録等が提示されております。以上のことにより、取締役会での議案の審議検討は、各取締役間に十分な意見交換がなされており、取締役の独自性及び取締役相互間の監視監督体制が保たれています。

監査役3名のうち1名は常勤監査役であり、2名は社外監査役であります。

監査役及び監査役会は、経営や会計の適法性、効率性について総合的にチェックする機関として月1回以上定期的に会合を開いており、コーポレートガバナンスまたはコンプライアンス等の観点から、取締役の業務執行を監視監督しております。また、万一欠席した場合においても、事務局より事後、その監査役会での審議・決議内容が記された資料や議事録等が提示されております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

経営の監督・監査機能の強化と業務執行の効率性・迅速性をバランスさせたコーポレート・ガバナンスの観点から現状の体制を採用しております。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	ホームページ上に決算・適時開示情報等、必要な資料を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IRに関する業務は、経営企画室 板谷 浩志が担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

実施していません。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、業務の適正を確保する体制の構築に関する基本方針を定め、体制構築を進めております。その概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- a. 内部統制システムの一環として「内部監査室」を設置しており、経営活動の全般について、方針・計画・手続きの妥当性や業務執行の有効性等について内部監査を実施しており、社内業務改善に向け具体的な助言・勧告を行っていきます。
- b. 社内を横断的に統括する「リスク管理委員会」を設置し、コンプライアンス管理体制の構築及び維持向上を図ります。
- c. 経営の透明性とコンプライアンス経営の観点から、法律顧問契約を締結している弁護士に、日常発生する法律諸問題について助言と指導を適時受けます。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- a. 取締役会議事録、稟議書、各種契約書、その他職務の執行に係る重要な情報を文書管理規程に従い適切に保全・管理します。
- b. 情報の不正使用及び漏洩を防止するべく、主としてシステム面からアクセス権の制限、パスワード利用等の効果的な情報セキュリティ施策を推進します。
- c. 個人情報の管理については、法令・ガイドライン等を遵守するとともに、マニュアルや内部監査等の活用によって管理意識の浸透とモラル意識の向上に努めてまいります。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- a. 各部門がそれぞれの部門に関するリスク管理を行い、研修やマニュアルの作成・配布・教育・訓練等を必要に応じています。
- b. 新たに生じたリスクへの対応が必要な場合は速やかに対応責任者となる取締役を定め、リスクに対する未然防止や個別の対応・再発防止に取り組んでまいります。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- a. 定時の取締役会を毎月1回、また、臨時取締役会を必要に応じて開催し会社法規定事項及び経営の重要事項について審議及び決定を行います。
- b. 「迅速かつ的確な経営及び執行判断」を補完するものとして、常勤役員及び幹部社員を構成員とする定例の幹部報告会を毎週1回、その他必要ある場合は随時開催して、関係会社を含めた経営課題についての報告を行います。
- c. 将来の事業環境を踏まえ、中期経営方針及び各年度ごとの全社的な業務執行方針と予算を策定し、各部門においては目標達成の活動状況を代表取締役に定期的に報告します。

(5) 当社及び関係会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- a. 「関係会社管理規程」に基づき、担当部門において子会社の経営及び業績を管理するとともに、業務面についても適正を確保する体制をとります。
- b. 年度予算制度に基づきグループ全体の予算・業績管理を実施します。
- c. グループ全体に影響を及ぼす重要な事項については、担当取締役が他の取締役に呼びかけ、必要に応じ会議を開催し多面的な検討を経て慎重に決定する仕組みを設けます。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合における当該使用者に関する事項及び当該使用者の

- 取締役からの独立性に関する事項現在、監査役の職務を補佐すべき使用者はありませんが、今後、監査役からの要請に応じて監査役の業務補助のための監査役スタッフを置くこととし、その人事については、取締役と監査役が意見交換します。なお、監査役スタッフは兼務も可能としますが、その任命、異動、評価、懲戒は、監査役の意見を尊重した上で行うものとし、当該職務を遂行する場合には取締役からの指揮命令は受けないものとします。

(7) 取締役及び使用者が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制

- 取締役及び使用者は下記事項を速やかに監査役に報告します。
 - a. 当社及びグループ全体に影響を及ぼす重要事項に関する決定
 - b. 当社及びグループ会社の業績状況
 - c. 内部監査室が実施した監査結果
 - d. 法令その他に違反するおそれのある事項
 - e. その他、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事實を発見したとき
- f.a.~e.の報告したものに対し、当該報告をしたことを理由として、いかなる不利益な取扱いもしてはならないものとする。また、内部通報制度においても内部通報をしたことを理由として、いかなる不利益な取扱いもしてはならないことを規定し、適切に運用します。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- a. 内部監査室は、内部監査活動の状況と結果、他の部署からの報告受領事項、その他の職務の状況を常勤監査役に対して遅滞なく報告します。
- b. 代表取締役と常勤監査役にて、月1回程度意見交換を行います。
- c. 監査役は、会計監査人より監査計画を事前に受領し、定期的に監査実施報告を受領するほか、必要に応じて監査実施状況の聴取を行います。

(9) 監査役の職務の執行について生じる費用等の処理に関する体制

- 監査役がその職務の執行について生じる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用の債務を処理するものとします。

(10) 財務報告の信頼性を確保するための体制

- 財務報告の適正性の確保及び金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向け、当社における内部統制システムの構築を行います。また、その体制が適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行ないます。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び整備状況

- (1) 当社は、市民生活の秩序や安全に脅威を及ぼし、健全な経済活動に障害となる反社会的勢力との一切の関係を遮断するため、規程の改定や契約書の見直し等社内体制の整備、社員教育やセミナー参加等を行い、反社会的勢力ならびに団体による不当な要求には断固とした態度でこれを拒絶します。

(2) 反社会的勢力による不当な要求に対しては、総務人事部を対応統括部署として、警察、各都道府県の

- 暴力団追放センターおよび弁護士、その他外部の専門機関との緊密な連携により、関係部門と協議の上、即時対応します。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

今後もコーポレートガバナンスの充実に向け、IR活動や正確で迅速な情報開示に注力し、一人でも多くの方々に当社を知っていただく努力を継続してまいります。

